

2 監 査 第 4 1 号
令 和 2 年 6 月 2 5 日

請 求 人
瀬 戸 市
水 野 昇 様

愛 知 県 監 査 委 員 篠 田 信 示

同 川 上 明 彦

同 山 内 和 雄

同 伊 藤 辰 夫

同 石 井 芳 樹

地 方 自 治 法 第 242 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 住 民 監 査 請 求 に つ い て
(通 知)

令 和 2 年 5 月 25 日 付 け で 提 出 の あ り ま し た 地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号)
第 242 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 住 民 監 査 請 求 (以 下 「 本 件 住 民 監 査 請 求 」 と い
う 。) に つ い て は 、 別 紙 の 理 由 に よ り 却 下 し ま す 。

別紙 本件住民監査請求を却下する理由

第1 請求の内容

請求人から提出された愛知県職員措置請求書及び事実証明書により、請求の内容は、次のとおりと認めた。

1 監査委員に求める措置

「あいちトリエンナーレ 2019 表現の不自由展・その後」に要した費用全額の支払先からの回収及び愛知県への返還を、知事に勧告することを求める。

2 不当である理由

「あいちトリエンナーレ 2019 表現の不自由展・その後」と称する芸術展において、昭和天皇の御真影をバーナーで焼却しその灰を土足で踏みにじる映像を上映したが、「表現の不自由」という表現は、1986年富山県立近代美術館の企画展「とやまの美術」に展示された版画連作《遠近を抱えて》全14点が不快と糾弾されたことに端を発したものである。今回、芸術監督津田大介が「表現の不自由」をいう名を持ち出した行為は、芸術を真摯に愛する人々の心情を傷めつける芸術祭を利用した個人的な政治主張の展示である。また、少女像と称する従軍慰安婦強制連行を彷彿させる意図をもった像を展示したが、韓国済州島での慰安婦強制連行は、朝日新聞社の記者による捏造記事であり、慰安婦を彷彿させる少女像の設置は、韓国のいたいけな少女を慰安婦と思わせるような設置であり、国際的にも、韓国に対しても非礼な展示物である。

これらの設置は、芸術監督津田大介の個人的に偏った政治主張の場としたものであり、芸術と偽った行為である。

芸術祭展示品の独自性は尊重されなければならないが、憲法で言う表現の自由を前面に出され、主催者の「審査権」を「検閲」という的外れな解釈で押し切られ再開を許してしまったのは、県知事としてあまりに頼りない行為で、県民の負託を裏切ったと言える。

「検閲」で押し切ったことも今回の騒動を想定していたと思われ、より悪質である。

主だった二点を申し上げたが、他の作品も同様であり、芸術にふさわしくない。

3 違法である理由

「あいちトリエンナーレ 2019 表現の不自由展・その後」は、文化芸術基本法を根拠として開催された。

しかしながら、昭和天皇の御真影に関する展示及び少女像に関する展示は、国や地方公共団体が文化芸術を通じて豊かな国民生活や活力ある社会、地域

を築こうとする同法の趣旨に反しており、違法な芸術祭である。

地方公共団体は、法律に基づいて財産を管理し、これを支出する権限を有する（憲法第 94 条）が、「あいちトリエンナーレ 2019 表現の不自由展・その後」に対する支出は、法律に違反しており、県知事は、これに支出する権限はない。

昭和天皇の御真影に関する展示は憲法に違反している。また、憲法第 99 条は、あらゆる公務員は、憲法を遵守し尊重する義務があることを定めているが、展示場所を提供し、その費用を知事の権限で支出することは、憲法違反行為に加担する行為で、知事の権限を越えた支出であり、違法な支出である。

少女像は、悪意に満ちた展示物であり、「あいちトリエンナーレ 2019 表現の不自由展・その後」の開催の制度趣旨に明白に反するものである。このような展示物に対して県が公金（税金）を使って支援し、支出するなどという事は、愛知県民の意思を愚弄するものであり、明らかに違法支出である。

第 2 要件審査

本件住民監査請求が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条の要件に適合しているかについて審査を行ったが、その結果は、次のとおりである。

法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の行政活動一般を監査対象とする制度ではなく、普通地方公共団体の住民が、当該普通地方公共団体の機関又は職員について、違法又は不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるときに、これらを証する書面を添え、監査を求め、当該財務会計上の行為の防止、損害の補填等の措置を講ずべきことを請求できる制度である。

しかしながら、「あいちトリエンナーレ 2019 表現の不自由展・その後」に対する費用全額の支出は、あいちトリエンナーレ実行委員会（以下「実行委員会」という。）により行われたものであり、県の財務会計上の行為ではない。

なお、請求人は、「あいちトリエンナーレ 2019 表現の不自由展・その後」に要した費用全額の愛知県への返還を求めていることから、県が実行委員会に対して支出した「あいちトリエンナーレ実行委員会負担金」について、監査することを求めているとも考えられるので、念のため検討する。

この点、住民監査請求においては、違法又は不当と主張する財務会計上の行為について、単なる個人的な見解を述べるのでは足りず、その理由や事実を具体的に特定した上で、これを証する書面を添えて請求しなければならない。

ところが、請求人は、「あいちトリエンナーレ 2019 表現の不自由展・その

後」における作品の上映及び展示は芸術監督の個人的に偏った政治主張の場としたものであって、芸術と偽った行為であるとした上で、昭和天皇の御真影及び少女像に関する展示が文化芸術基本法の趣旨に違反しており、また、昭和天皇の御真影に関する展示が憲法に違反し、少女像に関する展示が「あいちトリエンナーレ 2019 表現の不自由展・その後」の開催の趣旨に反することから、これらの展示に係る支出が違法であるという個人的な見解を述べるのみであり、県の財務会計上の行為について違法又は不当であるとする理由や事実を具体的に示しているとは認められない。

第3 結論

よって、本件住民監査請求は、法第 242 条の要件を欠いているので、不適法である。